

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所放射線障害予防規程

平成17年4月28日

17規程第58-2号

改正 平成20年10月1日20規程第13号

改正 平成22年9月1日22規程第23号

改正 平成27年4月1日27規程第61号

改正 令和元年9月1日規程第3号

(目的)

第1条 本規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「R I 規制法」という。）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「労働安全法」という。）に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱い並びに管理に関する事項を定め、もって、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、研究所のうち、主たる事務所の所在地（大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号。以下「本所」という。）にある放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

2 研究所霊長類医科学研究センターについては、研究所霊長類医科学研究センター放射線障害予防規程に定めるところによる。

3 研究所国立健康・栄養研究所については、戸山研究庁舎放射線障害予防規程に定めるところによる。

(定義等)

第3条 本規程に定める用語は次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄の作業をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、放射性同位元素の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、研究所理事長に放射線業務従事者として承認された者をいう。
- (3) 「放射線施設」とは放射性同位元素等の取扱い及び管理に係る研究所本所の施設をいう。
- (4) 「管理区域」とは、放射性同位元素等の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、排気設備、

排水設備及びその他放射線障害のおそれのある指定された場所をいう。

(5) 「一時立入者」とは業務従事者以外の者で一時的に管理区域に立ち入る者をいう。

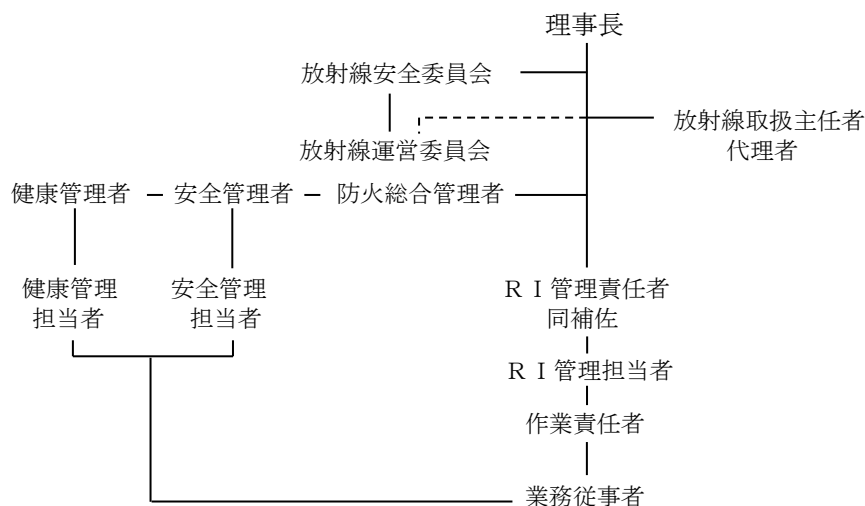
(6) 「R I」とは放射性同位元素をいう。

(7) 「細則」とは国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所放射線障害予防細則をいう。

(組織)

第4条 放射線障害防止に関する組織は次のとおりとする。

放射線障害防止に関する組織



----- 放射線取扱主任者は運営委員会の運営を行う

(理事長の責務)

第4条の2 研究所理事長（以下「理事長」という。）は研究所における放射線施設の安全管理及び放射線業務に関する最終責任者であり、放射線施設の安全管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、放射線取扱主任者がR I 規制法及び本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 理事長は、第5条に定める放射線安全委員会が、本規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

(放射線安全委員会)

第5条 放射線障害の防止について、次の各号に定める事項を審議し理事長に具申するために、放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置くものとする。

- (1) 管理区域の設定、変更及び廃止に関すること。
 - (2) 放射性同位元素等の種類及び数量の変更に関すること。
 - (3) 本規程及び細則に定める事項に関すること。
 - (4) その他の放射線障害の防止に必要な事項に関すること。
- 2 委員長は、理事長の指名により、1名これを定める。
 - 3 委員は、放射線取扱主任者、放射線取扱主任者の代理者、R I 管理責任者、R I 管理責任者補佐、R I 管理担当者、健康管理者、健康管理担当者、安全管理者、安全管理担当者、作業責任者及びその他安全委員会が必要と認めた者とする。
 - 4 委員長は、必要に応じて安全委員会を召集し、会議を主宰する。
 - 5 放射線取扱主任者は、必要に応じて委員長に対して安全委員会の開催を要求することができる。
 - 6 委員長は、必要と認めたときは関係職員に臨時委員として出席を求めることができる。
 - 7 R I 使用等に関して周知徹底を図る等の安全委員会の実務的な協議及び作業を行うため、研究所本所に放射線運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。
 - 8 安全委員会及び運営委員会の庶務は総務課において処理する。

（放射線取扱主任者等の選任等）

第6条 理事長は、放射線障害の発生の防止について総括的な監督を行わせるため、R I 規制法の規定に基づき、第1種放射線取扱主任者免状を有する職員の中から次の号に定める者を選任する。また、理事長は、解任理由に基づき、解任を行うことができる。

- (1) 放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）
 - (2) 放射線取扱主任者の代理者（以下「代理者」という。）
- 2 主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、職務を行うことができないときは、代理者がその期間中、その職務のすべてを代行する。
 - 3 30日以上主任者が職務を行えない場合は、原子力規制委員会に代理者の選任の届出をし、また、解任した場合は、解任の届出をしなければならない。
 - 4 理事長は、主任者にR I 規制法の定める定期講習を受講させなければならない。
 - (1) 主任者選任から1年以内（ただし、主任者選任日の前1年以内に受講した者は、その受講日の翌年度の開催日から3年以内）
 - (2) 主任者選任後、定期講習を受講した者にあつては、当該受講日の翌年度の開始日から3年以内

（主任者等の職務）

第7条 主任者は、研究所本所における放射線障害の発生の防止に係る業務の監督に関し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 予防規程及び細則の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の確認・審査
- (4) 立入り検査等の立会い
- (5) 危険時の措置等に関する対策への参画
- (6) 異常及び事故の原因調査への参画
- (7) 理事長に対する意見の具申
- (8) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の確認・監査
- (9) 関係者への助言、勧告及び指示
- (10) 業務従事者への監督・指導
- (11) 安全委員会の開催の要求
- (12) 運営委員会の運営
- (13) 運営委員会の召集
- (14) R I 規制法に定める定期講習の受講
- (15) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示
- (16) その他放射線障害防止に関する必要な事項

(R I 管理責任者等)

第8条 放射線施設に、R I 管理責任者、R I 管理責任者補佐及びR I 管理担当者を置く。

2 R I 管理責任者は、放射線施設の安全管理及び放射線業務を総括する。R I 管理責任者補佐はこれを補佐する。

3 R I 管理担当者は、次の各号に掲げることを行う。

- (1) 受入、払出、使用の管理、保管及びこれらの記録に関すること
- (2) 管理区域の線量当量率、汚染の測定並びにこれらの記録に関すること
- (3) 廃棄物の保管、引渡し及びこれらの記録に関すること

4 R I 管理責任者、R I 管理責任者補佐、R I 管理担当者は、安全委員会の推薦を受け、理事長が任命する。

(健康管理者等)

第8条の2 放射線施設に、健康管理者及び健康管理担当者を置く。

2 健康管理者は、放射線障害の防止に関する業務を総括する。

3 健康管理担当者は、健康管理者を補佐し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 被曝線量の測定（第23条及び第23条の2）
- (2) 教育訓練（第24条）
- (3) 健康診断（第25条）

(4) 放射線障害を受けた者等に対する措置 (第26条)

(5) 記録 (第27条)

(6) 危険時、災害時における措置 (第28条及び第28条の2)

4 健康管理者は総務部長を、健康管理担当者は総務課長をもって充てる。

(安全管理者等)

第8条の3 放射線施設に、安全管理者及び安全管理担当者を置く。

2 安全管理者は、放射線施設の維持・管理に関する業務を総括する。

3 安全管理担当者は、安全管理者を補佐し、次に掲げる業務を行う。

(1) 放射線施設及び設備等の保全 (第13条)

(2) 放射線測定器等の保守 (第20条)

(3) 測定 (第21条及び第22条)

(4) 記録 (第27条)

(5) 危険時、災害時における措置 (第28条及び第28条の2)

4 安全管理者は総務部長を、安全管理担当者は会計課長をもって充てる。

(防火総合管理者)

第8条の4 放射線施設に、防火総合管理者を置く。

2 防火総合管理者は、研究所本所消防計画に基づいた業務を行う。

3 防火総合管理者は、研究所本所消防計画に規定する防火総合管理者をいい、総務部長をもって充てる。

(業務従事者)

第9条 放射性同位元素等の取扱等の放射線業務に従事する者は、業務従事者として登録されなければならない。

2 所属プロジェクト等の長の申請に基づき、主任者の同意のもとに理事長が承認したうえで、業務従事者として登録する。

3 理事長は前項の承認を行うにあたり、業務従事者として申請した者に対し第24条に定める教育及び訓練並びに第25条に定める健康診断を健康管理担当者に実施させ、その結果を照査しなければならない。

4 理事長は、主任者から業務従事者の登録抹消についての具申があった場合、承認を取り消すことができる。

5 その他必要な事項については、細則で定める。

(作業責任者)

第9条の2 放射線業務を行うプロジェクト等の長は当該プロジェクト等の業務従事者のうちから1名以上の放射線作業責任者（以下「作業責任者」という。）を選任しなければならない。

- 2 作業責任者が指名されていないプロジェクト等は、放射線業務を行ってはならない。
- 3 作業責任者は、R I 規制法、本規程並びに細則に定める事項を熟知したうえで、所属プロジェクト等の放射線業務を把握し、業務従事者を指導する。

（運営委員会の所掌）

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる業務を所掌する。

- (1) 放射性同位元素等の放射線業務の実務に関すること。
 - (2) 健康診断等の放射線による障害防止の実務に関すること。
 - (3) 放射線施設及び設備の保守・管理の実務に関すること。
 - (4) 管理区域の設定、変更及び廃止並びに放射性同位元素等の種類、数量の変更等のR I 使用上の実務に関すること。
 - (5) その他放射線障害防止上必要と認められる事項について。
- 2 運営委員会の委員長は、主任者をもって充てる。
 - 3 運営委員は、主任者、代理者、R I 管理責任者、R I 管理責任者補佐、R I 管理担当者及びその他主任者が必要と認めた者とする。
 - 4 主任者は必要に応じて運営委員会を召集する。
 - 5 運営委員会で必要と認める事項に関して安全委員会に意見を具申することができる。

（管理区域の設定）

第11条 理事長は、放射線障害防止のため、安全委員会の審議を経て放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 前項で指定する管理区域は、別図に定める。
- 3 R I 管理責任者は、次に定める者以外の者を当該管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 業務従事者として第9条に基づき登録された者。
 - (2) 見学者等で一時立入者として主任者が認めた者。

（管理区域に関する遵守事項）

第12条 管理区域に立ち入る者は、細則に定める事項及びに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
- (2) 業務従事者等は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。

(放射線施設及び設備等の保全)

第13条 安全管理担当者は、放射線施設及び設備等の保全を図るため、主任者の立会のもとに、年2回定期的に、細則に定める点検を行わなければならない。

2 業務従事者は、施設及び設備等に異常を認めた場合は、速やかに主任者及び安全管理担当者に報告しなければならない。

3 主任者及び安全管理担当者は、前項の報告を受けたときは、その必要に応じ、点検等の対応を行わなければならない。

4 安全管理担当者は、第1項に定める点検及び前項の報告に基づく点検等で異常を認めた場合は、直ちに理事長及び安全管理者に報告するとともに、主任者と協議のうえ、修理等必要な措置を講じなければならない。

5 理事長は、前項の措置について放射線障害防止上必要があると認めたときは、安全委員会に諮問の上、放射線施設の全部又は一部の使用を停止することができる。

(密封されていないR I等の使用)

第14条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用する業務従事者は、R I 規制法、労働安全法、本規程及び細則を遵守し、放射線による障害防止に努めるため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 放射線作業は、原則として所属プロジェクト等の作業責任者の指導のもとで行うこと。

(2) 非密封放射性同位元素の使用は、細則に従って作業室において行い、許可使用数量を越えないこと。

(3) 排気設備が正常に作動していることを確認すること。

(4) 吸収剤、受け皿の使用等汚染の防止に必要な処置を講ずること。

(5) 遮蔽壁その他の遮蔽物により適切な遮蔽を行うこと。

(6) 放射線に被曝する時間をできるだけ少なくすること。

(7) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。

(8) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。またこれらを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。

(9) 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履き物、保護具等人体に着用しているものの汚染を検査し、汚染があった場合は除去すること。

(10) 表面のR I の密度が表面密度限度を越えているものはみだりに作業室から持出さないこと。

(11) 表面のR I の密度が表面密度限度の 1/10 を越えているものは、みだりに管理区域から持出さないこと。

(12) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合には、容器及び使用の場所
に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生
の防止措置を講ずること。

(R I 取扱計画書の作成及び提出)

第15条 R I を使用しようとする者は、細則に定めるR I 取扱計画書を作成し、原則として作業開始の1週間前までに所属プロジェクト等の作業責任者の承諾を受けてR I 管理責任者に提出し、主任者の許可を受けなければならない。

2 前項の計画書を変更する場合は、事前にこの旨を記載した取扱変更計画書を所属プロジェクト等の作業責任者の承諾を受けてR I 管理責任者に提出し、主任者の変更許可を受けなければならない。

3 主任者は、第1項又は第2項の計画書の提出を受け放射線障害防止上必要と認めるときは、安全委員会に諮問し、計画の全部又は一部を変更せしめ、若しくは中止させることができる。

(保管)

第16条 R I は所定の容器に入れ、細則に定める事項及びR I 管理責任者の指示に従って所定の貯蔵庫に貯蔵すること。

2 貯蔵庫には、その貯蔵能力を越えてR I を貯蔵しないこと。

3 保管中のR I は、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための処置を講ずること。

4 非密封放射性同位元素を保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮して、吸収材、受け皿を使用する等、貯蔵室内に汚染が拡大しないような処置を講ずること。

5 貯蔵庫の目につきやすい場所に放射線障害防止に必要な注意事項を掲示すること。

(研究所本所敷地内における運搬)

第17条 所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、あらかじめR I 管理責任者の承認を受けなければならない。

(1) R I を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないような措置を講ずること。

(2) 表面汚染密度については、搬出物の表面のR I の密度が表面密度限度の1/10を越えないようにすること。

(3) 線量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を越えず、かつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を越えないよう措置すること。

(4) その他関係法令に従うこと。

(研究所本所敷地外への運搬)

第18条 所外へR Iを運搬しようとするときは、前条に定める措置に加え、主任者及び理事長の承認を受けるとともに、文部科学省令、国土交通省令、内閣府令に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(放射性同位元素等の廃棄)

第19条 非密封放射性同位元素等の廃棄物の廃棄は、次の各号及び細則に定める事項に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は、不燃性及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、保管廃棄施設に保管廃棄すること。
- (2) 液体状の放射性廃棄物は、所定の放射能レベルに分類し、保管廃棄又は排水設備により排水口における排水中のR Iの濃度を濃度限度以下とし排水すること。
- (3) 気体状の放射性廃棄物は排気口における排気中のR Iの濃度を濃度限度以下として排気すること。
- (4) (1)～(3)について必要な記録を行うこと。

2 R I管理担当者は、廃棄物保管廃棄施設で保管した廃棄物の廃棄物業者への引渡し等の処理を委託しなければならない。

3 R I管理担当者は、前項の引き渡しにあたっては、その廃棄物について容器表面の放射線の量及び表面密度は法の定めた限度以下であることを測定して確認しなければならない。

4 R I管理担当者は、放射性有機廃棄物を廃棄物業者へ引き渡し、その処理を委託する。

(放射線測定器等の保守)

第20条 安全管理担当者は、安全管理に係る放射線測定器等について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

2 放射線測定器の較正は、少なくとも1年を越えない期間に1回行うこと。

(場所の測定)

第21条 安全管理担当者は、放射線障害の恐れのある場所について、放射線の量及びR Iによる汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。

(取扱開始前及び定期的な場所の測定)

第22条 安全管理担当者は、放射線施設の測定を次の各号に従い行わなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び研究所本所の境界について行うこと。
- (2) R Iによる汚染の状況の測定は、作業室、廃棄作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域の境界について行うこと。
- (3) 実施時期は取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては、1月を越えない期間毎に1回行うこと。但し排気口又は排水口における測定は排気又は排水の都度行うこと。

(個人の被曝線量の測定)

第23条 健康管理担当者は、管理区域に立ち入る者に対してガラスバッジ等の放射線測定器を用いて次の各号に従い個人の被曝線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが著しく困難な場合は計算によってこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被曝線量による線量について行う。
- (2) 測定部位は胸部（女性にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか「頭部及び頸部から成る部分」、「胸部及び上腕部から成る部分」並びに「腹部及び大たい部からなる部分」のうち、外部被曝が最大となる恐れのある部分が、「胸部及び上腕部から成る部分」（女性にあつては「腹部及び大たい部からなる部分」）以外の部分である場合は当該部分についても行うこと。
- (4) 人体部位のうち外部被曝が最大となる恐れのある部分が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。
- (5) R Iを誤って摂取した場合又はその恐れのある場合は、内部被曝についても測定を行う。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について、管理区域に立入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被曝の実効線量が100マイクロシーベルトを越える恐れのあるときについて行うこととする。
- (7) 次の項目について測定の結果を記録すること。
 - ア. 測定対象者の氏名
 - イ. 測定をした者の氏名
 - ウ. 放射線測定器の種類及び型式
 - エ. 測定方法
 - オ. 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期

とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女性にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に集計し計算すること。

(9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。

- ア. 算定年月日
- イ. 対象者の氏名
- ウ. 算定した者の氏名
- エ. 算定対象期間
- オ. 実効線量
- カ. 等価線量及び組織名

(10) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女性（第23条の2に規定する女性を除く）にあっては毎月1日を始期とする1月間について、当該期間毎に行い記録すること。1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、記録すること。

(11) 第7号から第10号の記録は健康管理担当者が永久に保存すると共に、記録の都度対象者に対して写しを交付すること。

(女性の被曝線量)

第23条の2 女性本人から健康管理担当者に妊娠の意志のない旨の書面が自発的に提出された場合、当該女性を3ヶ月間管理の適用除外とすることができる。また、女性は提出した書面をいつでも撤回できる。

(教育訓練)

第24条 健康管理担当者は、管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等の取扱業務に従事する者に対し、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は各号の定めるところによる。

(1) 実施時期は次のとおりとする。

- ア. 業務従事者として登録する前
- イ. 初めて管理区域に立ち入る前及び取扱等の業務に従事する前
- ウ. 管理区域に立入った後取扱等業務の開始後にあつては、前回の受講日に属する年度の翌年度の開始日から1年以内

(2) 前号ア並びにイについては次に掲げる項目及び時間数又はウについては次に掲げる

項目について実施すること。

- ア. 放射線の人体に与える影響 30分間以上
- イ. 放射性同位元素等の安全取扱い 1時間以上
- ウ. 放射線障害の防止に関する法令及び放射線障害予防規程 30分以上
- エ. その他放射線障害防止に関して必要な事項

- 3 前項の規定にかかわらず、所外の研修会や他の施設等で教育及び訓練を受講し、その証憑を提出することにより、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると主任者が認めた者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 4 管理区域に一時立ち入る者に対しては、主任者の承認のもと、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な教育を口頭等により実施し、立入及び教育訓練に係る記帳を行わなければならない。

(健康診断)

第25条 健康管理担当者は、業務従事者に対して次号に定めるところにより、取扱業務に従事させる前及び当該業務に従事後6ヶ月を超えない期間ごとに1回、定期的に健康診断を受けさせなければならない。

- 2 健康診断は問診及び検査又は検診とする。
- 3 問診は放射線の被曝歴について行い、検査または検診は次の項目について行うこと。ただし、(1)及び(2)については、初めて管理区域に立ち入る前の健康診断では必ず行い、管理区域に立ち入った後の健康診断では、医師が必要と認める場合に限り行うこととし、(3)については全ての健康診断において医師が必要と認める場合に限り行うこととする。
 - (1) 末梢血液中の血色素量またはヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
 - (2) 皮膚
 - (3) 眼
- 4 健康管理担当者は、前項の規定にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合は、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
 - (1) RIを誤って摂取した場合。
 - (2) RIにより表面密度限度を越えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合。
 - (3) RIにより皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染された恐れのある場合。
 - (4) 実効線量限度または等価線量限度を越えて放射線に被曝し、又は被曝した恐れのある場合。
- 5 健康管理担当者は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。

- (1) 実施年月日
- (2) 対象者の氏名
- (3) 健康診断を実施した医師名
- (4) 健康診断の結果
- (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

6 健康診断の結果は健康管理担当者が永久に保存すると共に実施の都度記録の写しを対象者に交付しなければならない。

7 健康診断の結果記録は、業務従事者が研究所の業務従事者でなくなった場合又は当該記録を5年以上保管した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すことができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第26条 健康管理担当者は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けた恐れのある場合には、主任者及び医師と協議してその程度に応じ、管理区域への立ち入り時間の短縮、立ち入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を理事長に具申しなければならない。

2 理事長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

(記録)

第27条 RI管理担当者、健康管理担当者、安全管理担当者は、受入、払出、使用、保管、運搬、廃棄、教育及び訓練ならびに施設点検に係る必要事項を帳簿として記録し、年毎に主任者の承認を得たのち、RI規制法の定めるところにより保存しなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 受入、払出

- ア. RIの種類及び数量
- イ. RI装備機器等の名称及び機器の番号
- ウ. 放射性同位元素等の受入または払出年月日及びその相手方の氏名又は名称
- エ. 放射性同位元素等の受入または払出の担当者の氏名

(2) 使用

- ア. RIの種類及び数量
- イ. RI装備機器等の名称及び機器の番号
- ウ. 放射性同位元素等の使用年月日、目的、方法及び場所
- エ. 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名

(3) 保管

- ア. RIの種類及び数量
- イ. RI装備機器等の名称及び機器の番号

ウ． R I の保管の期間、方法及び場所

エ． R I の保管に従事する者の氏名

(4) 運 搬

ア． 研究所本所の外における R I の運搬の年月日、方法

イ． 荷受け人又は荷送り人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃 棄

ア． R I の種類及び数量

イ． R I 装備機器等の名称及び機器の番号

ウ． 放射性同位元素等の廃棄年月日、方法及び場所

エ． R I の廃棄に従事する者の氏名

(6) 第 2 4 条の教育及び訓練

ア． 教育及び訓練の実施年月日、項目

イ． 教育及び訓練を受けた者の氏名

(7) 施設点検

ア． 施設点検の実施年月日

イ． 補修等の措置を講じたときはその内容

ウ． 施設点検を実施した者の氏名

3 第 1 項の帳簿は、毎年 3 月 3 1 日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、R I 管理室で 5 年間保管する。

(危険時の措置)

第 2 8 条 放射性同位元素等に関し地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はその恐れがある場合、その発見者は直ちにその旨を次に掲げる者に報告しなければならない。

(1) 理事長

(2) 主任者

(3) R I 管理責任者

(4) 健康管理者

(5) 安全管理者

(6) 防火総合管理者

2 理事長、主任者、R I 管理責任者、健康管理者、安全管理者及び防火総合管理者は、前項の報告を受けた場合は、本規程に定める各担当者等及び業務従事者に指示して、R I に関連する災害又は事故の拡大防止に努めなければならない。

3 健康管理担当者は、災害又は事故等の発生時に現場附近にいた者及び管理区域内で防災

活動に従事した者並びにその他のR Iに汚染した恐れのある者に対して、主任者と協議のうえ、汚染検査を行う等必要な措置を講じなければならない。

4 理事長は、第1項の事態が生じた場合は、直ちに関係機関に通報すると共に遅滞なく厚生労働大臣、原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。

(地震時の災害における措置)

第28条の2 地震、火災等の災害が起こった場合は、直ちに前条第1項にかかげる者からなる放射線緊急対策委員会を組織して、R I汚染等の拡大防止に関する対策を講じなければならない。

2 安全管理担当者は、火災等に伴う放射線施設の被害状況について細則に定める施設等の点検項目について点検を行い、その結果を、安全管理者を経由して理事長に報告しなければならない。

(報告)

第29条 R I管理責任者は所定の様式による放射線管理状況報告書を毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成し、主任者の確認のもと理事長へ報告しなければならない。

2 理事長は前項の内容を法令等で定める期間内に原子力規制委員会へ提出しなければならない。

第30条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに理事長、主任者、R I管理責任者、健康管理者及び安全管理者に通報しなければならない。

(1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合。

(2) R Iが異常に漏洩した場合。

(3) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を越え、又は越える恐れのある被曝が発生した場合。

(4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生する恐れのある場合。

2 理事長は前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置等について、10日以内に理事長を経由し、厚生労働大臣、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(情報提供)

第31条 事故等の報告を要する放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、理事長は研究所ホームページにより外部へ第3項に定める情報を提供する。

2 理事長は情報提供内容について、主任者と協議の上、安全委員会へ諮問して決定する。

3 事故等の状況及び被害の程度等に関して外部へ提供する情報の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等による事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素の種類及び数量
- (4) 応急処置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

4 研究所ホームページには、外部からの問合せ窓口を設置する。

(細則の制定)

第32条 理事長は、R I 規制法及び本規程に定める事項の実施にあたり必要な事項について、別に細則を定めるものとする。

附 則 (平成17年4月28日17規程第58-2号)

この規程は、平成17年4月28日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日20規程第13号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月1日22規程第23号)

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日27規程第61号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月1日規程第3号)

この規程は、令和元年9月1日から施行する。